

岩手県から<mark>期間限定の措置</mark>のお知らせ

自立支援医療(精神通院)受給者証と精神障害者保健福祉手帳 ~同時更新申請の臨時的取扱いについて~

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、同時更新申請をする方は、下記のとおり更新申請をすることができます。

1 臨時的取扱いの対象となる方

現在、受給者証と手帳をお持ちの方で、両方の有効期間の満了日が、令和2年3月1日 から令和3年2月28日までの方

2 同時更新申請における臨時的取扱い

一例として、下の図のように、手帳用診断書の提出の猶予と受給者証の延長の期間を調整して、同時に更新申請をすることができます。

● 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの流れ(例)

	R1. 6	. 30 R2. 6	. 30 R3. 6	. 30	R4. 6. 30
		\ \	√	\downarrow	
判定と 有効期間	前回判定(有効期間2年間)		今回判定(有効期間2年間)		次回認定
	1 年目	2年目	1 年目	2年目	1 年目
更新 申請手続	更新申請書提出	_	更新申請書提出のみ	_	更新診断書提出
	診断書提出		診断書の提出猶予 (最長1年間)		診断書提出
			→ 猶予中に診断書:	を提出	-

● 自立支援医療(精神通院)の再認定手続きの流れ(例)

提出した手帳用診断書を 自立支援医療にも利用

判定と 有効期間	前々回認定 (有効期間1年間)	前回認定 (有効期間1年間)	有効期間1年延長 (さらに1年間有効)		次回認定 (有効期間1年間)	次々回認定 (有効期間1年間)
再認定 申請手続	再認定申請書 提出	再認定申請書 提出		再	郭認定申請書提出	再認定申請書 提出

